

議員提出議案等　－　令和6年3月定例会

発議番号	議案名等	議決結果	議決日
発議第1号	三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案）	可決	3月15日
発議第2号	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）	可決	3月15日
発議第3号	水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める意見書（案）	可決	3月15日
発議第4号	政治資金規正法に係る疑惑の徹底解明と再発防止を求める意見書（案）	可決	3月15日

※ 次ページから発議の内容を掲載しています。

令和6年（2024年）3月15日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹 原 孝 剛

〃 保 実 治

〃 宍 戸 稔

〃 鈴 木 深由希

〃 横 光 春 市

〃 黒 木 靖 治

〃 弓 掛 元

〃 藤 岡 一 弘

〃 月 橋 寿 文

〃 増 田 誠 宏

三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案）の提出について

地方自治法第112条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記条例（案）を次のとおり提出する。

発議第 1 号

三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案）

三次市議会基本条例（平成 22 年三次市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 11 条—第 17 条」を「第 11 条—第 18 条」に、「委員会の活動（第 18 条）」を「委員会の活動（第 19 条）」に、「議員の政治倫理（第 19 条）」を「議員の政治倫理（第 20 条）」に、「見直し手続（第 20 条）」を「見直し手続（第 21 条）」に改める。

第 5 条に次の 1 項を加える。

6 議会は、多様な立場の市民の意見を市政に反映させるための議会運営を行わなければならない。

第 20 条中「任期中に」の次に「この条例の目的及び趣旨の達成状況について」を加え、同条を第 21 条とし、第 19 条を第 20 条とし、第 18 条を第 19 条とし、第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（多様性の尊重）

第 18 条 議会は、議会機能強化のため、議員活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年3月15日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹 原 孝 剛

〃 保 実 治

〃 宍 戸 稔

〃 鈴 木 深由希

〃 横 光 春 市

〃 黒 木 靖 治

〃 弓 掛 元

〃 藤 岡 一 弘

〃 月 橋 寿 文

〃 増 田 誠 宏

三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）の提出について

地方自治法第112条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記条例（案）を次のとおり提出する。

発議第 2 号

三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

三次市議会委員会条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「，地域振興部」を「，地域共創部」に改める。

附 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和6年（2024年）3月15日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 新 家 良 和

〃 鈴 木 深由希

〃 伊 藤 芳 則

〃 弓 掛 元

〃 重 信 好 範

〃 新 田 真 一

〃 増 田 誠 宏

水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める
意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣

衆議院議長

参議院議長

発議第 3 号

水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める
意見書（案）

我が国では、主食用米の価格安定のため、生産量を抑制する減反・転作政策を 1971 年（昭和 46 年）から本格的に進めてきたが、2018 年（平成 30 年）をもって制度は廃止された。

減反政策終了後も水田機能を有する農地における主食用米から、そば、麦、大豆、飼料作物などへの作付転換を支援する水田活用交付金制度により転作政策は進められているが、この交付金制度の見直しが行われ、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間に一度も水張りを行わない水田は交付金の対象から除外するなどの方針が示された。

本市の農業者は長年にわたり主食用米の生産調整に協力し、転作作物への転換に取り組んできたが、今回の見直しにより、特に、狭小、水利に恵まれない等条件不利な農地にあっては作物の再生産が困難になり、そば、麦、大豆、飼料作物等の生産面積の激減、離農者や遊休荒廃地の増加、そして集落営農法人等集落営農組織の崩壊といった連鎖的な地域農業の衰退が大変懸念される。

日本より経営規模が大きく、気象条件が畑作に適した海外の輸入作物が低価格で流通するなかで、これらの作物を生産拡大するためには、日本においても生産コストに見合う公的補助金が現時点では、どうしても必要である。

農村が将来にわたり農地を保全し、農業者が安定的に農業を営むことができるよう、下記事項の実現について強く要望する。

記

- 1 将来にわたる安定的な営農や農地の維持が展望できるよう、一律に見直しの制度適用を行わないこと。
- 2 そば、麦、大豆、飼料作物等国内で需要のある農産物に対する積極的な支援を目的として、再生産可能な収入を考慮した新たな公的助成を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）3月15日

三 次 市 議 会

令和6年（2024年）3月15日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 新 田 真 一

〃 藤 岡 一 弘

〃 掛 田 勝 彦

政治資金規正法に係る疑惑の徹底解明と再発防止を求める意見書（案）
の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
衆議院議長
参議院議長

発議第 4 号

政治資金規正法に係る疑惑の徹底解明と再発防止を求める意見書（案）

この度の自由民主党の一部派閥の政治資金パーティーをめぐる問題では、政治資金規正法に違反する可能性が強く指摘されています。

政治資金収支報告書への不記載は、多数かつ多額になるとみられ、政治と金の構造的問題として、国民の政治不信は高まっており、徹底解明を求める声が大きくなっています。

裏金を還流させる仕組みができたのはなぜか、中心になっていたのは誰か、裏金の使途はどうなっているのかなど、まだ明らかになっていない疑問が山積しており、国民の政治への信頼を取り戻すため、国会においても徹底的に事件に対する全容解明を行い、責任を明確にしなければなりません。

よって、三次市議会は、国会及び政府に対し、この度の政治資金規正法に関わる疑惑について、政治への信頼を取り戻すため、以下の事項を求めます。

- 1 この度の政治資金規正法に関わる疑惑に対し、全容の徹底解明と原因究明。
- 2 法改正を含めた実効性のある再発防止策の実施。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年（2024 年）3 月 15 日

三 次 市 議 会